

令和七年第十五回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年九月三日

所 世田谷区教育委員会会議室

## 午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和七年第六回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、議案五件と事務局からの報告が十四件ございます。

それでは、次第の2、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

### 〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第五十四号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和七年度一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事務局所管分）及び学校給食費会計補正予算案（第一次））

○知久教育長 議案第五十四号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第五十四号について御説明を申し上げます。

本案は、令和七年第三回世田谷区議会定例会に提出予定でございます令和七年度一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事務局所管分）及び学校給食費会計補正予算案（第一次）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

まず、一般会計補正予算案（第三次）について御説明いたします。歳入につきましては教育委員会事務局の該当はございませんので、歳出について御説明をいたします。

資料右上、一一ページを御覧ください。表の下段、08教育費です。補正予算額は七億四千百九十八万八千円の増額となります。内訳といたしましては、学校給食費会計の前年度繰越金が確定したことにより、一般会計からの繰出金の減額として五百五十二万七千円、区立小学校普通教室及び体育館のエアコン改修工事費の増額として六億四千三百四十万円、瀬田小学校の改築工事費のスライド条項適用による増額として四千八百四十五万四千円、梅丘図書館の改築工事費のスライド条項適用による増額として五千五百六十六万一千円となつてございます。

次に、資料右上、一二ページ、債務負担行為補正でございます。教育委員会事務局につきましては、表の上から四段目、先ほど歳出補正にて御説明いたしました小学校空気調和設備改修工事、その下の弦巻中学校仮設校舎整備事業や、下から二一つ目の美術鑑賞教室や、その他、移動教室に係るバスの借上げを追加し、限度額はそれぞれ記載のとおりとなつてございます。

以上が一般会計補正予算案（第三次）教育委員会事務局所管分の概要でございます。

続きまして、学校給食費会計補正予算案（第一次）でございます。資料右上、一七ページを御覧ください。歳入について、六年度決算にて七年度への繰越金が確定することに伴いまして、繰越金を五百五十二万七千円増額し、一般会計からの繰入金を同額減額するものでございます。歳出については、補正是ございません。

以上が学校給食費会計補正予算案（第一次）の概要でございます。

御説明は以上でございますが、資料右上、一八ページ以降に世田谷区補正予算説明書をおつけしてございます。後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第五十四号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第五十五号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和六年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び

令和六年度学校給食費会計決算

○知久教育長 議案第五十五号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 議案第五十五号について御説明申し上げます。

本案は、令和七年第3回世田谷区議会定例会に提出予定でございます令和六年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和六年度学校給食費会計決算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

決算の内容は、資料右上、三ページ以降、令和六年度世田谷区各会計主要施策の成果のとおりでございますが、主なものについて御説明いたします。

資料右上、一〇ページを御覧ください。初めに、令和六年度の区の財政運営の概要について御説明をいたします。令和六年度は、初年度となる新たな基本計画に掲げる重点政策を着実に進め、目指すべき未来の世田谷の姿を実現する

ため、時代に即した新たな行政経営への移行を推進するよう取り組みました。

また、物価の上昇が長期化する中で、地域経済の動向は予断を許さない状況が続く見通しのもと、大規模自然災害への備えをはじめ、喫緊の行政需要に速やかな対応を図る財政運営を行いました。

続きまして、資料右上、一二ページを御覧ください。一般会計歳入決算前年度比較です。区分ごとの決算額等は記載のとおりでございますが、令和六年度の歳入決算額の合計は四千五十四億八千百十一万九千六百二十八円となり、前年度比三・五%の増となりました。増加の主な要因といたしましては、固定資産税や市町村民税法人分、定額減税減収補填特例交付金の増額によるものでございます。

続きまして、資料右上、一六ページを御覧ください。一般会計歳出決算前年度比較となります。区分ごとに決算額等は記載のとおりでございますが、8教育費の令和六年度決算額は五百六十四億八千五百十八万四千四百三十五円となり、前年度比四四・九%の増となりました。なお、この教育費には子ども・若者部の事業経費を一部含んでございます。令和六年度の歳出決算額の合計は三千八百九十億二十万四百十二円となり、前年度比四・七%の増となりました。

続きまして、資料右上、一七ページを御覧ください。令和五年度から令和六年度へ繰り越した事業の執行状況でございます。教育委員会事務局所管分いたしましては、資料右上、一八ページの中段やや下、校務用電算機システム開発及び運用から図書館改修までの十の事業で、執行額は記載のとおりでございます。

続いて、資料右上、二〇ページを御覧ください。令和六年度から令和七年度に繰り越した事業の一覧でございます。教育委員会事務局所管分といたしましては、資料右上、二一ページの表の一番上、教材開発から地域図書館建設工事までの九の事業があり、繰越額等は記載のとおりです。

続いて、資料右上、二二三ページを御覧ください。特別会計決算収支前年度比較でございます。表の下段、学校給食費会計でございますが、令和六年度の歳入総額は三十三億二千六十七万六千五百十七円となつております、前年度比四・一%の増となりました。歳出総額につきましては三十三億千五百十四万九千三百七十六円となり、前年度比四・七%の増となりました。

以上が令和六年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和六年度学校給食費会計決算の概要でございます。

なお、詳細につきましては、資料右上、二四ページ以降の主要事業の説明を後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、議案第五十五号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三　議案第五十六号　世田谷区登録有形文化財への登録の諮問（勝光院の木造觀音菩薩立像）

○知久教育長　議案第五十六号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

形文化財への登録の諮問（勝光院の木造観音菩薩立像）について御説明申し上げます。

本件は、区文化財保護条例第五十四条に基づき、桜一丁目にござります宗教法人勝光院所蔵の木造観音菩薩立像の世田谷区登録有形文化財への登録について、文化財保護審議会に諮問することに関する議案でございます。

二ページを御覧ください。本仏像を所蔵する勝光院は区内でも有数の歴史ある曹洞宗の寺院で、中世の世田谷領主吉良氏の菩提寺でございます。仏像の高さは四・三センチメートル、頭部と胴体を一本の木から彫り出す一木造で作られております。三道と呼ばれる仏像の首にある三本のしわが彫られており、小さい仏像ながら非常に細かく作られております。江戸時代後期にまとめられた複数の資料に一寸余りの吉良氏朝の守本尊についての記載がございまして、本像はこれに当たると考えられます。氏朝はこのお寺を再興した人物であり、お寺との縁も深く、今後も保存すべき仏像であることから、登録有形文化財にふさわしいと考えてございます。

二ページに写真がございますので、御覧ください。

こちらにつきましては御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第五十六号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四 議案第五十七号 世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区  
指定有形文化財への指定の諮問（勝光院の木造  
虚空蔵菩薩坐像）

○知久教育長 議案第五十七号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 続きまして、議案第五十七号、世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の諮問（勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像）について御説明申し上げます。

本件は、区文化財保護条例第五十四条に基づき、宗教法人勝光院所蔵の木造虚空蔵菩薩坐像の世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定について、文化財保護審議会に諮問することに関する議案でございます。

二ページを御覧ください。こちらの仏像も勝光院が所蔵するもので、仏像の高さは四十八・五センチメートル、複数の木材を組み合わせる寄せ木造で作られております。頭部は群青色、衲衣と呼ばれるけさで両肩から両足まで覆われており、金の色彩が施されております。江戸時代初期の寛永年間にまとめられた資料には、天正十年、一五八二年頃に吉良氏の有力家臣である関加賀守が寄進したと記されており、世田谷区の歴史から見て重要な仏像であるから、登録及び指定有形文化財にふさわしいと考えられております。

こちらも三ページに写真がございますので、御確認ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第五十七号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第五を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第五 議案第五十八号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例）

○知久教育長 議案第五十八号につきまして、宇都宮教育総合センター長より提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長 議案第五十八号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本件は、令和七年度第三回世田谷区議会定例会に提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められたため、御審議をお願いするものでございます。

初めに、本条例の改正理由について御説明申し上げます。世田谷区立砧小学校、世田谷区立砧幼稚園の改築工事に伴い、砧幼稚園の運営を現在の砧小学校の位置に建設する仮園舎で行います。このことにより、世田谷区立砧幼稚園の位置を変更する必要があるため、世田谷区立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

次に、主な改正箇所について御説明いたします。資料右肩に記載、一〇ペー  
ジの新旧対照表にお進みください。左側が改正後、右側が改正前となりま

す。別表の1、幼稚園における世田谷区立砧幼稚園の位置を「喜多見六丁目九番十一号」から「喜多見六丁目九番一号」に変更しております。

本件は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する予定でござります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、議案第五十八号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1) 世田谷区実施計画における成果指標の計画変更について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。  
○山本教育総務課長　それでは、「世田谷区実施計画における成果指標の計画変更」について御説明いたします。

まず、1の主旨でございます。世田谷区実施計画につきまして、令和六年度の行動量を通じた成果指標の達成度合いを踏まえまして、令和七年度以降の計画を変更する成果指標を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

計画を変更した成果指標は、世田谷区実施計画に掲げる施策の実績等とともに、令和六年度各会計歳入歳出決算の附属資料、主要施策の成果に反映しまして、区議会第三回定例会に提出いたします。

資料右上、二ページを御覧ください。基本計画に示す政策が掲げる令和九年度末目標を確実に達成するため、実施計画に掲げる施策の行動量の進捗や、それを踏ました区民、事業者等への効果を見込みまして、令和七年三月に取りまとめた世田谷区実施計画推進状況では、行動量の目標値の見直しとともに、成果指標の修正の方向性をお示しいたしました。このたび、令和六年度の行動量を通じた成果指標の達成度合いを踏まえ、全六十二施策百八十六指標のうち六十二指標の計画を変更しております。

七ページを御覧ください。別紙一「成果指標の計画変更一覧シート」でござります。表の左から、施策番号、施策名、行動量の番号、行動量の内容、令和六年度の当初計画と実績を記載しております。続けて、成果指標の番号、成果指標の内容、令和六年度の当初計画、実績、達成状況を、そして、表の一番右に今回の御報告内容である令和七年度時点の計画変更について記載をしております。

なお、計画変更の欄については、上方修正した場合は青色、下方修正した場合は赤色でお示ししております。教育委員会事務局所管分につきましては、八ページの「四一一、キャリア・未来デザイン教育の推進」から、次の九ページ「六一三、文化財の保護・普及活動の推進」までとなつております。また、具体的な変更後の目標値や変更理由等については、一八ページ以降の別紙二、施策ごとの個票に記載してございます。

それでは、計画変更した成果指標のうち教育委員会事務局所管分が六件ございますので、その中から一件、成果指標の目標を達成していないものの上方修正を行つた成果指標について御説明いたします。

五三ページを御覧ください。「施策五一」、「多様な学びの場や居場所の充実」です。五五ページにお進みいただきますと、成果指標「学びの多様化学校（不登校特例校）の利用人数」の計画策定時の現況値、当初目標、実績、達成

状況、修正目標を記載しておりますて、その下に行動量「学びの多様化学校（不登校特例校）の箇所数（累計）」の現況値、当初計画、修正計画、実績を記載しております。その下には成果指標の計画変更理由等をお示ししております。

なお、その下の行動量につきましては、令和七年三月に取りまとめた世田谷区実施計画推進状況を基に変更理由等を記載しております。

この成果指標の計画変更理由でございますが、「世田谷区学びの多様化学校（不登校特例校）等基本計画」に基づきまして、旧北沢小学校後活用に伴う新規開設を踏まえまして、令和八年度以降の目標値を変更したものでございます。

一ページ、かがみ文にお戻りください。3の「今後のスケジュール」を記載しております。冒頭で申し上げたとおり、計画変更しました成果指標は、実施計画に掲げる施策の実績等とともに、令和六年度決算の附属資料に反映しまして、区議会第三回定例会に提出してまいります。

説明は以上となります。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(2)新たな行政経営への移行実現プラン（令和六年度推進状況）について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長　それでは、「新たな行政経営への移行実現プラン（令和六年度推進状況）」について御説明いたします。

まず、1の主旨でございます。「世田谷区基本計画」に掲げる「目指すべき

未来の世田谷の姿」の実現に向けて、区は令和六年三月に「新たな行政経営への移行実現プラン」を策定し、持続可能な新たな行政経営への移行を目指し、取組みを進めています。このたび、令和六年度の取組みについて、決算を踏まえた効果や成果を「新たな行政経営への移行実現プラン（令和六年度推進状況）」としてまとめましたので、御報告するものでございます。

2の推進状況についてでございますが、本編に沿って御説明させていただきます。資料右上の五ページをお開きください。新たな行政経営移行の五つの到達点ごとの推進状況について記載しております。ページの上段、「①新たな仕組みづくり」については、行政手法の転換等により、時代に即した区民サービスを提供し、多様化するニーズに的確に対応できる体制の構築を図る取組として、令和六年度当初予算に七千九百万円を計上したところ、決算額は七千八百万円、令和七年度の当初予算額は一億七千八百万円となつております。

ページ下段の「②区民目線からのサービス利便性の向上」については、区民ニーズに対応し、便利で利用しやすい行政サービスを提供していくとともに、行政内部の事務改善を図る取組として、令和六年度当初予算に二億四千九百万円を計上したところ、決算額は一億二千三百万円となりました。また、令和七年度の当初予算額は三億七千二百万円となつております。また、各取組みを進めることで、業務時間について、令和五年度と比較し、約一・九万時間の削減につながっております。

続いて、六ページを御覧ください。ページ上段、「③職員の時間の効果的活用」については、事務マニュアルや事務フローの整理、見直し、デジタル技術の活用などにより区民サービスの維持、向上を図るとともに、職員の力を効果的に活用する取組みとして、令和六年度当初予算に三億七千四百万円を計上しましたところ、決算額は三億五千百万円、令和七年度の当初予算額は六億三千二百萬円となつております。また、各取組みを進めることで、業務時間について、

令和五年度と比較し、約四・二万時間の削減につながっております。

ページ下段、「④業務量増に対する効率的対応」については、今後増加することが見込まれる行政需要に対し、限られた資源で着実に対応できる体制を整える取組みとして、令和六年度当初予算に三千万円を計上したところ、決算額も同三千万円、令和七年度の当初予算額は六千六百万円となつております。

続いて、七ページを御覧ください。「⑤組織力の向上・人材の育成 専門性の向上」については、組織横断的な課題や地域・地区の課題に対し、機動的、かつ柔軟に対応できる組織の在り方や人材育成の取組として、令和六年度当初予算に二千八百万円を計上したところ、決算額は二千三百万円、令和七年度の当初予算額は二億一千六百万円となつております。

続いて、八ページと九ページには、合計百五の取組みをそれぞれの到達点ごとに一覧としてまとめております。

一〇ページを御覧ください。取組み項目の表についてですが、表の最下段に⑥として令和六年度の主な実績を示しております。

一一ページ以降に百五それぞれの取組み項目を記載しております。教育委員会事務局所管分の取組みについては合計十一の取組みがございますが、主な取組みについて二点ほど御説明いたします。

一二ページを御覧ください。ページの左にございます「一一二十二 区立小・中学校等と区内高校・大学・企業等との連携の推進」です。魅力ある学校・園づくりについては、世田谷杜の学び舎、駒沢小学校、明正小学校において、大学や企業、福祉団体、商店会等とのマッチングを行い、地域リソースと連携した児童・生徒の体験機会の拡充など、学びの充実を支援いたしました。

地域リソースと学校をつなぐプラットフォームの構築については、東京青年会議所世田谷区委員会と連携し、地域の「職業人」と中学校とのマッチングの支援を試行実施いたしました。また、新たな連携先の開拓を目指し、区内の都

立、私立高校や特別支援学校と区立中学校や区長部局の各部と考え方や地域リソースに関する意見交換を実施いたしました。

次に、四三ページの左、「二一―二十二 魅力ある図書館運営・サービスの推進」です。令和七年三月より図書館共通利用カードのオンライン化を導入し、利用者の利便性向上を図りました。また、人材育成について研修の充実を図り、司書資格者を五名増やすとともに、府内公募を実施し、人材の確保につなげました。

また、一つ追加としまして、続いて、四八ページの左、「三一六 小・中学校における保護者教材費の集金サービス等の導入」です。教職員の負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間の拡充につなげることを目的に、保護者教材費等における学校徴収金集金サービスを導入するための検討を進め、プロポーザルにより事業者を選定いたしました。令和七年度の試行導入に向け、調整を進めております。令和六年度においては検討がメインですので、取組みの成果や効果は今後の計画年度の中でお示ししてまいります。

引き続き、持続可能な新たな行政経営の実現に向け、府内一丸となつて鋭意取組みを進めてまいります。

説明は以上となります。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3) 学校改築に伴う学校を指定した寄附の募集開始について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 学校改築に伴う学校を指定した寄附の募集開始について、山本教育総務課長より説明をお願いします。

御説明いたします。

1、主旨でございます。教育委員会では、年間三校ペースで改築を進めるロードマップを掲げ、教育環境の整備に取り組む中、機会を捉えて義務教育施設整備基金への寄附を募つておりますが、このたび、学校改築に伴う学校を指定した寄附募集を開始するため、御報告するものです。

2、寄附対象校ですが、「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第二期）」において、令和九年度までに施設更新に着手する十一校及び令和六年度以前に着手し、更新中の三校の計十四校を寄附対象校といたします。

なお、今後、公共施設等総合管理計画が改定された場合は、寄附対象校の整合を図つてまいります。

二ページにお進みいただき、3、募集の開始時期と期間です。令和七年十月より寄附募集を開始し、募集期間は対象校の校舎改築工事が完了する前年度の十二月末までとしまして、翌年度の当初予算に財源として充当いたします。

4、想定する主な寄附者は、記載のとおりです。

5、寄附募集の手法ですが、区独自ポータルサイト「世田谷区ふるさと納税特設サイト」を活用することとし、区広報紙や区、対象校のホームページにて周知するほか、広報板や駅、商店街へのポスターの掲示など、区内での募集廣告を重層的に展開いたします。

6、今後のスケジュール（予定）は記載のとおりとなります。

説明は以上です。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(4) 学校給食費会計の廃止、一般会計に基づく事業実施について、本件に関して、鈴木学校健康推進課長より説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長　学校給食費会計の廃止、一般会計に基づく事業実施について御説明いたします。

まず、1、主旨についてです。区では、保護者等から食材費分として徴収した給食費について、一般会計とは別に学校給食費会計を設置し、学校給食費に関する収支を特別会計の歳入歳出予算として管理、運営を行つてまいりましたが、令和五年度から区立小・中学校の給食費無償化を実施したことにより、給食費の大部分を占めていた児童・生徒分の徴収がなくなり、児童・生徒の食材費を一般会計からの繰入金で負担している状況にござります。会計を切り分けて管理する必要がなくなつたことから、学校給食費会計を廃止し、関連する予算を全て一般会計において管理、運営することといたします。また、学校給食費会計の廃止に伴い、世田谷区学校給食費会計条例を廃止いたします。

次に、2、特別会計設置の経緯についてです。学校給食費については各学校による私費会計で管理することを基本とし、共同調理場から給食提供を受けている中学校については、中学校給食費会計を設置して管理を行つてまいりましたが、平成三十年度には全小・中学校について給食費の公会計化を開始し、中学校給食費会計から全小・中学校を対象とする学校給食費会計へと名称を変更し、現在に至っております。

次に、3、一般会計に基づく事業実施による主な変更点及び方針についてですが、特別会計予算、一般会計予算の二つの会計での管理から一般会計予算のみでの管理となるため、公費負担となる児童・生徒分の食材費予算について、一般会計予算から特別会計予算への繰入れが不要となります。そのほかの事務に変更はなく、一般会計に基づく事業実施後も、引き続き給食費の滞納について債権管理の取組みを行つてまいります。また、給食の献立についても、これ

までどおりの栄養バランスや量を保つた給食水準を維持してまいります。

最後に、4、今後のスケジュールですが、記載のとおり、第四回区議会定例会にて条例廃止を提案し、令和七年度をもって学校給食費会計を廃止し、令和八年度からは一般会計に基づく事業を実施する予定です。

説明は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(5)世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の進捗状況について、本件に関して、鈴木学校健康推進課長より説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長　世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の進捗状況につきまして御説明させていただきます。

それでは、一ページを御覧ください。1の主旨についてでございます。区では、世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）を策定し、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいりました。このたび、令和六年度における実績が確定いたしましたので、世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の推進状況としてまとめましたので、御報告するものです。

次に、2、債権管理重点プラン（令和六～九年度）の基本的な考え方についてでございます。本プランは記載のような五つの基本的な考え方を柱としておりまして、プランに基づき各取組みを実施しております。

次に、3の令和六年度における区全体の債権の概況でございます。令和六年度における収入未済額合計は、令和二年度を基準年とすると約一一%縮減しております。前年度の令和五年度からは約二億六千万円増加し、約九十五億円と

なつております。

次に、二。ページを御覧ください。四、令和六年度の主な取組み実績につきましては、令和六年度から引き続き債権を管理する所管課では、納付義務者の個々の状況に応じた丁寧な対応に努めてまいりました。具体的には、(1)から(5)の取組みを実施いたしました。

次に、5、今後の主な取組みでございます。(1)徴収体制の強化といたしまして、収納率の向上につながる効率的な体制の構築に向け、複数種類の債権を統合している特別区内の自治体から情報収集を行うとともに、必要な検討を今後進めてまいります。また、(2)生活困窮者等に対する必要な支援への連携といたしまして、令和七年四月より、納税課、保険料収納課等の強制徴収公債権の徴収を行う所管課において、本人同意に基づき、生活困窮者等の支援を行う福祉所管課と情報共有し、生活再建につなげる取組みを開始しております。給食費を含む私債権については連携の仕組みの対象外となりますが、これまでどおり、納付相談があつた場合には個々の状況を丁寧に聞き取りし、生活困窮のため支援が必要な場合は、各保健福祉センターやふらつとホーム世田谷など関係福祉所管に案内し、支援につなげてまいります。

次に、6の債権管理重点プラン（令和六、九年度）に掲げる九債権の各取組みについてでございます。プランにおいて重点的に取り組むべき債権として、九つの債権を対象としております。対象九債権の収入未済額合計は、区が保有する債権全体の収入未済の推移とほぼ同様の状況となつております。

次の三ページには、対象九債権の収入未済額の過去五年間の推移を表形式で掲載しております。

また、7の今後の主なスケジュール（予定）として、今月中旬にホームペー

ジ等により公表することを予定しております。

その後の四ページ以降は、ただいま説明してまいりました内容の詳細のほ

か、九債権の個別の債権管理の取組みに係る収納の現況、目標及び実績、さら  
に令和六年度実績に対する評価などの詳細を記載しております。

本委員会に関係する債権としては学校給食費があり、三五ページ及び三六ペ  
ージに記載しております。

三五ページを御覧ください。1、収納の現況において、(1)過去五年間にお  
ける推移の表がございます。学校給食費の収入未済額については、平成三十年  
度に全小・中学校が公会計化し、会計規模が大幅に拡大したことが主な要因と  
なって、令和元年度以降、年々増加しておりましたが、令和五年度に区立小・  
中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費無償化を実施し、現年分の児童・生  
徒の給食費未納がなくなつたことなどから、令和五年度以降は減少傾向にあり  
ます。

給食費の徴収に当たつては、なるべく現年分の未納を発生させないよう、口  
座振替登録を積極的に促すほか、毎月の督促通知や電話催告を行うなど現年分  
の徴収を徹底し、令和五年度の学校給食費無償化実施の前後で、調定額の規模  
は異なりますが、いずれも九九%を超える徴収率を維持しております。また、  
過年度からの滞納繰越分についても、臨戸訪問や弁護士名による催告を行うな  
ど、様々な手法を用いて債権回収の強化に努めているところです。

取組の詳細等につきましては次の三六ページに記載しておりますので、後ほ  
ど御確認ください。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、  
どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(6) 世田谷区学校施設包括管理業務委託に係る受託候補事業者の決定について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、世田谷区学校施設包括管理業務委託の受託候補事業者の決定について御説明をいたします。

1の主旨を御覧ください。世田谷区学校施設包括管理業務委託の受託候補事業者について、プロポーザル方式による公募を実施し、決定したので、報告するものでございます。

2の受託候補事業者を御覧ください。(3)代表企業、株式会社J M、(4)構成企業、前田建設工業株式会社東京建築支店、株式会社世田谷サービス公社、以上の中三社による共同企業体でございます。

3の業務委託期間につきましては、令和七年十月一日から令和十三年三月三十日までの五年六か月間となります。内訳は、業務準備期間の六か月間及び管理業務実施期間の令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五年間となります。

4、このたびの受託候補者の選定方法ですが、事業者選定プロポーザルの実施に当たりまして、相手方となる候補者を適正に選定することを目的に事業者選定委員会を設置し、評価をいただき、選定しております。選定委員会の構成につきましては、(2)の表のとおりとなっております。

二。ページにお進みください。(3)、選定にあたりましては、選定委員会により選定基準を定め、参加資格要件や事業者評価による一次審査を行つたうえ、二次審査に進んだ三社による企画提案書の審査及びヒアリング審査を行い、総合的な評価を実施しております。

選定の経過につきましては(4)の表に、審査・選定結果につきましては(5)に記載のとおりでございます。

6の選定理由ですが、当該事業者は包括管理業務の受託事業者として豊富な

実績とノウハウを有し、巡回点検の充実、業務を一元化するためのシステム導入、事業者提案の追加サービス等の提案があり、学校施設の予防保全型への移行や品質の向上、安全、安心な施設管理に期待ができる。また、構成企業への区内事業者の参画により、地域事情に精通した区内事業者との協力関係の円滑な構築が期待できるとしております。

最後に、7、今後のスケジュールでございます。令和七年九月五日、世田谷区建設業関連事業者意見交換会にて区内事業者へ報告いたします。九月下旬に業務準備委託契約を締結し、十月一日から業務準備を開始いたします。令和八年四月一日から業務委託開始を予定しております。

報告については以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(7) 世田谷区立池之上小学校における漏水事故について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、世田谷区立池之上小学校における漏水事故について御説明をいたします。

1、主旨を御覧ください。世田谷区立池之上小学校において、二階男子トイレの小便器の給水管が外れたことによる漏水事故が発生し、施設運営に支障が生じたため、報告するものでございます。

2の概要でございます。(1)発生日は、令和七年八月三日日曜日午後、具体的な時間帯は不明でございます。(2)施設概要は記載のとおりでございますが、世田谷区立池之上小学校と私立みこと保育園の複合施設となっております。

(3) 発生場所につきましては、二階南側、男子トイレでございます。

発生原因につきましては、小便器の給水管接続部分が脱落したことにより、漏水が発生しております。なお、脱落の原因につきましては、現在調査中となっております。

(5) 被害状況ですが、お手元の四ページの別紙二を御覧ください。二階平面図でございます。黄色の範囲が漏水範囲になります。水色のハツチの部分は二重床になっており、床下に漏水しております。

続きまして、五ページを御覧ください。一階平面図でございます。緑色の範囲が保育園部分、オレンジ色の部分が調理室になります。上階から天井内への浸水により停電が生じております。

二ページにお戻りください。3の経緯でございます。学校施設につきましては、八月三日の漏水発生以降、水の排水作業と送風機による床の乾燥等を実施し、学校運営を実施しております。また、一階保育園につきましても、調理室の天井への漏水による停電が生じたため、給食の提供を停止し、保育園にお弁当等の対応をしていただいておりましたが、保育園が調理室の改修や消毒を行い、九月一日から給食の提供を再開しております。

4、今後の対応いたしましては、被害を受けましたみこと保育園に対しても誠意を持つて対応するとともに、給水管の接続部分が外れた原因究明に努めてまいります。

また、小学校、図書室の床の全面張り替えを冬休み期間中に対応することとしております。

報告については以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(8)世田谷区立図書館の運営の在り方に関する方針（管理運営方針）素案について、本件に関して、野上中央図書館長より説明をお願いします。

○野上中央図書館長 世田谷区立図書館の運営の在り方に関する方針（管理運営方針）素案について御説明申し上げます。

一ページの1、主旨でございます。令和六年度に策定しました第三次図書館ビジョンにおきまして、直営と民間活用それぞれの特色を踏まえた図書館の運営の在り方に關する方針を今年度に策定することとしておりまして、このたび、その素案を取りまとめましたので、御報告申し上げるものでございます。

2の基本的な考え方につきましては、次ページ以降の素案の概要版で御説明いたします。三ページを御覧ください。2の区立図書館の現状になります。

(1)で直営と指定管理それぞれの特徴を記載してございます。(2)にある令和六年度利用者アンケート（抜粋）では、指定管理館の開館日、開館時間の満足度が特に高く見られます。また、図書館運営協議会での主な意見も抜粋して記載しておりますが、直営館、指定管理館それぞれ一定の評価をいただいているところでございます。

続きまして、四ページを御覧ください。(3)区立図書館における人員の状況について記載しております。左下の表は司書資格保有者になりますが、直営館に比べて指定管理館のほうが司書資格保有率が多い状況となっております。直営館の保有率も四〇%を超えておりますが、常勤職員の保有率は約三七%にとどまっております。また、右下の表におきまして、直営館の資格保有者を年代別に記載しておりますが、五十歳以上が全体の八〇%以上を占めておりまして、有資格者を継続的に確保していく必要があります。

続きまして、五ページを御覧ください。指定管理館の三館と直営館平均のそ

れぞれの総コストと、開館一日当たりといった単位当たりのコストを比較しておりまして、開館日や時間が多い指定管理館のほうが単位当たりのコストでは低水準となつておりますが、総コストにおいては大きな差が生じております。

続きまして、六ページを御覧ください。現状の分析といたしまして、公共性・継続性、専門性といったコスト以外の項目について、直営と指定管理館のどちらに優位性があるかというのを分析したものになりますが、開館日や時間を除いては、直営、指定管理ともにそれぞれの特徴に応じた機能を発揮しているところでございまして、どちらか一方的に優れているというわけではないのですけれども、それぞの特徴的な部分に着目して記載をしているものでござります。また、コストにつきましては、今般の指定管理料の状況から、優位性については一概に評価できないものとしております。

七ページを御覧ください。先ほどの現状分析を踏まえた求められる機能について記載しております。直営に関しましては、公共性、専門性の維持を中長期的な視点から担保していく必要があることから、引き続き、直営としての機能を継続していく必要があると考えております。指定管理につきましては、現在、存在する地域が限定的であります。より広域的に展開をしていき、区内全体で民間図書館ならではのサービスを提供しつつ、直営と連携した取組を進める必要があると考えております。

以上を踏まえまして、下の枠囲みにおきまして、直営による公共性、継続性を担保しつつ、直営館と指定管理館との新たな協働体制を構築する必要があること、また、それぞの課題を補完し合いながら機能強化を推進していく必要があるものとして整理をしております。

次に、八ページを御覧ください。現状のまとめを踏まえた新たな運営体制の方向性について記載しております。直営館と指定管理館がグループになりまし

て相互に連携していく仕組みを構築しまして、全体のスケールメリットを生かした運営を行うなど、グループによる効果を發揮してまいります。また、特に中央図書館におきましては、図書館全体の政策面ですとかマネジメント機能、高度な専門機能、図書館全体の評価や支援、そういうふた役割を担うとしております。

次に、九ページを御覧ください。新たな運営体制での各館の役割について記載しておりますが、下線部の役割については、特に新規または強化を図るものとして記載してございます。また、右側、(3)グループ案の考え方ですが、区の地域行政制度の考え方のもとに関連施設との連携も含めた近隣の館同士が協働して力を発揮できる環境を構築してまいりたいと考えておりますので、五つの総合支所の地域を基本に構成してまいります。

また、一〇ページになりますが、今申し上げましたグループ案のイメージと、文化施設、大学、児童館といった今後さらなる連携を見据えた地域資源との位置関係を示してございます。

続きまして、一一ページを御覧ください。運営方式についての記述になりますが、地域図書館は現在、玉川と砧地域に指定管理館がございませんので、世田谷、烏山地域にある今の指定管理館の次期指定管理期間に合わせて一館ずつ指定管理館へ移行するものとしております。その結果としまして、各地域の運営方式は、その上にある表のとおりとなつております。

次に、一二ページからは、新たな運営体制を実現していくための取組みとして記載しております。まずは人材の確保と育成になります。より多くの職員が図書館職場で働く意欲が持てるような環境の整備、また、若手の職員が、将来、運営の中核を担っていくようなジョブローテーションの流れ、こうしたものを継続的に確保されるように、人事当局とも一体となつて取り組んでまいります。併せて、外部人材の登用についても実効性のある手法を検討してま

ります。

次の(2)新たな運営状況の評価・検証の実施になります。直営と指定管理の全館におきまして、新たな運営状況の評価を毎年度実施してまいりまして、課題確認と次年度に向けた改善を図つていくことで、P D C Aのサイクルを確立しまして、図書館全体のサービスの底上げに向けて取り組んでまいります。

次に、一三ページを御覧ください。(3)の指定管理館の機能強化に当たりましては、事業者へのヒアリング等を通じまして、より適切な公募の手法について検討を進めてまいります。

また、(4)その他の取組みとしまして、図書館ブックボックスや返却ボックの拡充をより広域的に展開できる仕組みを検討しまして、設置を加速してまいります。併せて、地域団体などの力を生かした図書館運営として、それぞれの地域の実情に応じた連携の形、こちらについても検討を進めてまいります。

最後に、一ページにお戻りください。3の運営管理方針（案）の策定に向けた今後の取組みとしましては、引き続き、区としての評価、分析などを進めてまいりまして、4のスケジュールにありますとおり、来年の二月に管理運営方針（案）として本委員会にて報告させていただきまして、三月に方針策定という形で予定しております。

私からの説明は以上になります。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(9) 小学校の学校主事業務の民間委託について、本件に関して、本田学校職

員課長より説明をお願いします。

○本田学校職員課長 それでは、小学校の学校主事業務の民間委託について御報告いたします。

1の主旨でございます。令和四年四月から民間委託を開始している小学校の学校主事業務について、令和七年度の新規委託校の実施状況と令和八年度からの新規委託予定校を報告するものでございます。

2の現状でございます。(1)、現在、区職員で学校主事の人員の状況でございますが、四月現在で正規職員が九十五名でございます。職員の配置は、一校当たり正規職員二名、会計年度任用職員三名を基本としております。今後、五年間で二十名程度の退職者の発生が見込まれております。

(2)学校主事業務は六項目ございまして、詳細は右側に記載のとおりで、6の児童の安全・擁護に関する業務が小学校特有の業務でございます。

3の民間委託の実施状況についてです。(1)年度別導入校は、令和四年四月から二校の委託を開始し、令和七年四月時点で合計九校の学校主事業務委託を行っております。

二ページを御覧ください。(2)これまでの履行状況でございますが、小学校の業務委託導入開始の令和四年度から新規委託校に対して年二回、その他の委託についても年一回履行状況調査を実施しております。また、令和五年度には、駒繫小学校、芦花小学校、奥沢小学校の三校の小学三年から六年生の保護者、各学校の常勤教職員を対象としたアンケート調査を実施して意見や要望を確認するなど、業務委託に当たり、丁寧に学校現場の状況を把握しながら進めております。

4の令和七年度の新規委託校における業務の履行状況について御報告いたします。まず、(1)履行状況調査の実施でございますが、令和七年度の新規委託校三校の校長が記載の評価項目について五段階評価をするものでございます。

総合評価において、桜小学校、桜丘小学校、桜町小学校の三校とも五段階の四の評価（良好）ということでおございました。

(1)を受けまして、(2)学校管理職へのヒアリングを実施いたしました。①環境整備業務について、常に細かいところまで気にかけ、校長室や教室等の清掃を行つてることを確認いたしました。②管理修繕保守業務について、学校からの修繕依頼に迅速に対応するだけでなく、学校に対し提案し、対応していることを確認いたしました。③校務・庶務業務について、言葉遣いや態度が丁寧であり、来客への対応がよいとのことでございました。④児童の安全・擁護に関する業務について、登下校時の交通安全誘導や校外活動の付き添いなどの業務を支障なく実施していることを確認いたしました。⑤非定型的な業務について、学校からの依頼に応じて委託事業者が車両を用意し、物品搬送を行うなど、円滑な学校運営に寄与していることを確認しました。

三ページを御覧ください。⑥関係者の反応について、教職員や保護者からは学校をきれいに清掃してくれているとの評価を得ていることを確認しております。

(1)と(2)を踏まえまして、(3)委託事業者へのヒアリングを実施いたしました。各業務について適切に実施していることを確認し、学校からの評価を下げないよう、業務の質の維持、向上に引き続き努めるように依頼をしております。

これらを踏まえまして、5、民間委託化の今後の方向性についてでございました。(1)小学校の学校主事業務委託化の方向性につきまして、履行状況調査やヒアリングの実施結果を踏まえ、適切な学校運営の観点から、次年度以降につきましても、履行状況調査等の実施、委託校数や委託校は様々な事情を考慮し、また、直営の学校主事職員の人事に影響しないよう年度ごとに決めることに留意しながら委託を導入する方向で進めてまいります。

(2) 北沢学園中学校につきましては、校舎内や学校外回りの清掃などの環境整備業務、施設の簡易な修繕等の管理修繕補修業務などを中心とした学校主事業務の内容がほかの中学校とおおむね同内容となることが想定されるため、他の中学校と同様に、令和八年四月からの開校予定に合わせて事業者への委託により業務を開始いたします。

6の令和八年度の委託予定についてでございます。まず、(1)新規委託予定校につきましては、さきに説明しましたとおり、業務委託による強制異動が生じないよう、学校主事職員が異動対象となっている学校から選定するということを基本的な考え方としておりますので、その状況を考慮した結果、小学校については記載の三校を選定いたしました。また、新しく開設される中学校として、北沢学園中学校においても委託を開始することとします。

(2) 委託事業者の選定については、公募でのプロポーザル方式によつて実施いたします。

(3) 今後のスケジュールについては、九月以降事業者選定を開始し、十二月に委託事業者を決定、翌年一月から三月にかけて新規委託校における準備、引継ぎ、事前研修等の実施を経て、四月の委託開始に備えてまいります。

私からの御説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(10) 世田谷区教育課程編成に向けた検討素材の整理について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 それでは、世田谷区教育課程編成に向けた検討素材の整

理について報告いたします。

1、主旨でございます。学習指導要領はおよそ十年に一度改訂されており、次期学習指導要領は令和十年度からの実施が想定されています。現在、国の中教育審議会で検討が進められており、今年度中には次期学習指導要領の方向性が示される予定です。審議会では、各自治体や学校の裁量を拡大し、探究學習等の内容を独自に設定することを可能にしていくことや、総合的な学習の時間を利用した情報に関する学習を新設すること等が議論に上がっています。

本区では、総合的な学習の時間を中心に全教科において探究的な学びを推進しております、一層の充実を予定しています。また、教科「日本語」は総合的な学習の時間を充てて取り組んでいます。総合的な学習の時間の在り方が世田谷区の教育の質の向上に向けたポイントとなつております。区として議論していく必要がございます。まずは本区における総合的な学習の時間に関する総括を行い、次期世田谷区教育課程編成に向けた検討素材の整理を行うことといたしました。

2、検討事項の整理と方法ですが、(1)本区の「総合的な学習の時間」の実施内容と課題、(2)次期学習指導要領における「総合的な学習の時間」の方針等の情報、(3)、教科「日本語」の在り方、「探究的な学び」の進め方を含む今後の検討の論点について。以上のことを教員のアンケートや学校運営委員会での協議を踏まえた地域、保護者の皆様からの意見、有識者からの指導、助言を基に検討素材としてまとめてまいります。

3、次期学習指導要領の改訂と世田谷区の教育課程の検討スケジュールでございます。二ページの参考の図を御覧ください。上が学習指導要領の改訂スケジュールです。今年度、間もなく中央教育審議会からの論点整理が示され、審議のまどめに向けての情報が出てくる予定です。来年度末には学習指導要領が公示され、九年度の周知期間を経て、十年度から移行措置期間を含めながら実

施ということになります。この改訂スケジュールに合わせた区のスケジュールが下になります。今年度の二月を中途に検討素材をまとめ、令和八年度に（仮称）世田谷区教育課程検討委員会で検討を行い、令和九年度には、令和十年度の実施に向けた準備に入るというスケジュールで進めてまいります。

説明は以上です。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

### 「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(11) 姉妹都市教育交流事業等について、本件に関して、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）　姉妹都市教育交流事業等について御報告いたします。

まず、1の主旨でございます。区はこれまで、姉妹都市カナダ・ウイニペグ市、オーストリア・ドウブリング区、オーストラリア・バンバリー市と、区長や区議会による親善訪問団の訪問、小中学生の派遣訪問及び先方の訪問団の受けによる交流事業を通して縁を深めてまいりました。令和七年度は、姉妹都市との教育交流事業を実施するとともに、ウイニペグ市と姉妹都市提携五十五周年を迎えることから、同市からの招聘に応じて、世田谷区長、世田谷区議会議長、世田谷区議会議員が姉妹都市提携再確認宣言書調印式等に出席するため、同市を訪問いたします。

2、令和七年度姉妹都市教育交流事業等でございます。(1)オーストラリア・バンバリー市中学生団の派遣につきましては、記載のとおりでござります。(2)オーストラリア・バンバリー市小学生団の派遣及び受入につきまして

は、記載のとおりでございます。(3)オーストリア・ウィーン市ドウブリング区小学生団の派遣につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、(4)カナダ・ウイニペグ市姉妹都市提携五十五周年区長親善訪問団の派遣につきましては、期間、人数は記載のとおりでございます。内容としては、姉妹都市提携五十五周年記念行事への出席、学校交流の交流校の視察などでございます。なお、引き続く行程で十月二十六日から三十日に教育交流事業に関する面会、視察等のため、米国ポートランド市への訪問を行います。同市には、区長親善訪問団に加えて、教育長及び教育委員会事務局職員も訪問いたします。

なお、前回御報告させていただいた今後の区立小・中学生国際理解教育のあり方（案）に基づき、小学生の海外派遣は今年度で終了といたします。

報告は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(12)いじめ重大事態への対応における体制強化の考え方について、本件にして、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）　いじめ重大事態への対応における体制強化の考え方について御報告いたします。

資料一ページを御覧ください。まず、1の主旨でございます。これまで教育委員会では、いじめ問題に対し、法や文科省のガイドラインに沿い、世田谷区いじめ問題対策専門委員会等を立ち上げ、対応してまいりました。しかし、いじめ重大事態案件については、その背景、内容も複雑化し、法が求めるいじめ

の事実認定に時間を要しており、様々な知見の方に参加していただく必要が急速に高まっています。

これらの状況を踏まえ、これまで以上に専門的知見を反映でき、かつ公平、公正に対応できるよう、条例制定により附属機関を設置することを基本とした体制強化のための考え方をまとめ、議論を開始するものでございます。

続いて、2、法およびガイドラインにおけるいじめ重大事態への対応について、二ページ目にかけて記載しております。

まず、(1)いじめ重大事態の定義ですが、いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいじめ重大事態とするとされます。

(3)対応・調査―学校及び教育委員会、第三者機関について、調査は学校主体と教育委員会主体とがあり、教育委員会が主体の場合は、さらに教育委員会内部で調査を行う場合と、第三者で構成された組織で調査を行う場合がございます。なお、文科省の通知においては、第三者委員会となり得る教育委員会の附属機関をあらかじめ条例により設置しておくことが望ましいとされております。

二ページを御覧ください。3、いじめ問題対策等に関する現在の区の組織体制は、記載のとおりでございます。

4、現状と課題についてでございます。いじめ重大事態について、現在のいじめ問題対策専門委員だけでは対応できず、その都度、職能団体に推薦を依頼することが増えております。今後も重大事態は増えていくことが予測され、問題なく委員会が運営できるように、考え方の整理と体制の強化が喫緊の課題となっております。

法は重大事態が発生した場合に、まず、いじめの事実認定を行うことを求め

ており、本区をはじめ他自治体の例からも、これには時間をする場合が少なくありません。また、事実認定を含む調査の遂行に注力するあまり、いじめを受けた子どもの気持ちの把握及びそれに寄り添った支援、そして、何より子どもたち同士の関係修復が二の次になってしまうことがないよう必要な措置を講ずることが求められています。

三。ページを御覧ください。5、体制強化に向けた基本的な考え方についてでございます。(1)安心・安全な環境づくり及び再発防止ですが、重大事態が発生した際、学校及び教育委員会は、世田谷区子どもの権利条例に基づき、何よりも当事者である子どもの声を第一とすることを基本とし、いじめを受けた子どもの心のケアや、いじめを行った子どもに対する支援及び指導またはその保護者に対する助言、子どもたちの人間関係の修復等を関係機関と協力して行うとともに、子どもたちが安心して教育を受けることができるようするための環境づくり及び再発防止のための措置を直ちに講ずるものといたします。

続いて、(2)以降につきましては、五ページの図で御説明させていただきます。五ページの図を御覧ください。現在のいじめ問題対策専門委員会は廃止し、新たに図の上部真ん中、（仮称）いじめ問題調査委員会を教育委員会の附属機関として設置いたします。委員は十名以内で教育委員会が任命し、月に一回程度の開催とします。会の運営は公開を原則としますが、情報公開条例において非開示情報に該当するものを審議する場合や、対策委員会が認めた場合は非公開とすることができます。重大事態が発生した場合は、教育委員会において調査主体を決めます。より専門的な知見が必要、もしくは複雑な内容のケースについては、新たな調査委員会での調査を基本といたします。調査委員会には、弁護士や心理士等の資格を持つ専門調査委員及び調査部会を置くことも可とします。調査部会は、委員や専門調査員三名以内で構成することを原則としています。

学校主体調査、教育委員会内部での調査、新たな調査委員会による調査について、いざれも毎月の調査委員会で調査状況を報告いたします。調査結果につきましては、まず調査委員会に報告し、調査委員会から教育委員会に報告いたします。その際、調査委員会から教育委員会に対して再発防止に関する提言を行うことができるものとします。最終的には、教育委員会から区長に報告し、区長が再調査の必要があると認めた場合は、いじめ問題再調査委員会にて調査を行います。基本的な考え方は以上です。

それでは、資料の四ページにお戻りください。6、今後の主なスケジュール（予定）についてでございます。九月より現在のいじめ問題対策専門委員会による審議を開始し、令和八年二月にパブリックコメント、六月に第二定期会に条例案を提出し、七月に施行予定としております。

報告は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(13) 民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の決定について、本件に関して、渡部地域学校連携課長より説明をお願いします。

○渡部地域学校連携課長　私より、民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の決定について御報告いたします。

1の主旨でございます。本件は、令和七年五月十三日開催の第九回教育委員会定例会にて御報告いたしました給田放置自転車等保管所を活用した誘致型整備について、公募の結果、八事業者より応募がございました。このたび、選定委員会での選定結果を御報告するものでございます。

2、採択した整備・運営事業者です。(1)名称は、社会福祉法人雲柱社、(2)所在地は、上北沢三丁目八番で、本部を区内に有する法人となります。参考としまして、今回の整備地の概要を記載してございます。

3の経過は記載のとおりですが、七月以降、ヒアリング審査、書類審査、現地調査を行い、整備・運営事業者を決定いたしました。

4の評価ですが、(1)基本方針として、これまでの審査と同様、放課後児童クラブ運営指針等に基づき、二ページに記載の視点により審査を実施いたしました。(2)審査方法は、記載のとおりでございます。

三。ページ、5の審査結果です。事業者の選定に当たっては、総合評価点数が満点の七割を超えることを基本として、質の確保や提案の実現性などを総合的に判断しております。(1)第一次審査、(2)第二次審査ともに記載のとおりですが、今回、選定となつた雲柱社は、いずれも第一の順位で、総合評価得点は八十五・二%となり、選定に至りました。高く評価された点といたしましては、環境を生かした学びの機会が確保されていた点や、子どもと職員との信頼関係が見られたほか、組織としての連携が取れていた点等がございます。

6の選定委員会の構成は、記載のとおりです。

四。ページ、7の今後の予定です。十月以降、近隣説明を行い、令和九年四月に開所の予定でございます。

参考といたしまして、学校や自転車等保管所との位置関係、五。ページに優先整備地域の一覧と今後の開設予定等を記載してございますので、後ほど御覧ください。

私からの御報告は以上となります。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

## 「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(14) 新BOP学童クラブにおける虐待事案の発生について、本件に関して、

渡部地域学校連携課長より説明をお願いします。

○渡部地域学校連携課長 私より、新BOP学童クラブにおける虐待事案の発生について御報告いたします。

1の主旨です。令和七年八月二十一日木曜日午後十二時三十分頃、区内新BOP学童クラブにおいて、契約している派遣会社職員による利用児童に対する虐待行為があつたことを確認いたしましたので、その内容を御報告するものでございます。

2、報告内容、(1)把握した虐待行為でございます。児童の昼食後、派遣職員がパーテイションを行い、児童が入らないよう室内の空間を仕切り、清掃を行つていたところ、本事案で虐待行為を受けた被害児童が清掃を行つているスペースに入ってきたため、その侵入を阻止しようと大きな声で制止しようとしました。しかし、本児がパーテイションの下の隙間からのぞき、からかうように派遣職員の名前を呼んだりしたことに対し、さらに行動を規制する声を発し、本児の顔に向かつてパーテイション越しに右足を振り、その足が本児の顔に当りました。それにより、本児は下唇と歯茎から出血したため、近くで見ていた会計年度任用職員である指導員が派遣職員に対し、急ぎ注意を行つた上で、速やかに本児の口の中をすすぎに連れていきました。その後、口腔内を確認したところ、出血は収まっていたものの、下唇に裂傷を確認したというものでございます。

(2)経過です。八月二十一日木曜日、本件虐待行為が発生いたしました。近くで見ていた指導員から報告を受けた事務局長が、派遣職員に対し事実確認を行つたところ、いらっしゃしまつたと回答し、児童の顔があることを認識し

ながらも右足を振つたことを認めました。その場で派遣職員に対して厳重注意を行つております。保護者に対しましては、本児を迎えてこられた際、事務局长より、実際の虐待行為があつた現場において具体的な状況を御説明の上、謝罪いたしました。その後、本事案に関する記録を作成し、館長へメールで報告を行いました。

二十三日土曜日です。二十一日から二十二日まで児童館を不在にしていた館長がメールに気づき、児童課宛てにメールを転送する形で報告いたしました。

二十五日月曜日、児童課でメールを確認し、館長に対し、派遣会社が状況を把握しているかの確認を行いましたが、休館日であつたため、館長と連絡が取れず、確認ができてございません。

二ページにお進みいただきまして、二十六日火曜日でございます。派遣会社に確認した館長より、派遣会社の担当者は本件を把握していない旨の報告があり、児童課から派遣会社に対し、虐待行為があつたと判断したことから、派遣職員が今後、出勤しないよう要請いたしました。

二十七日水曜日、児童課職員が館長、事務局長、指導員に対し、改めて聞き取り調査を行い、発生時の詳細な状況を確認するとともに、本事案発生以前には、虐待に類する行為がないことを確認いたしました。この日も本児のお迎えにこられた保護者に対し、児童館長、事務局長、児童課担当係長より謝罪をしてございます。

二十八日木曜日及び二十九日金曜日に関しましては、記載のとおりでございますが、急ぎ各児童館、各新BOPに対し、虐待行為があつたことを共有し、各職場に配備されている子ども虐待防止ハンドブックを改めて確認し、いかなる場合であつても子どもへの虐待は許されないことなどについて再確認を行うよう指示を行つてございます。

3、今後の対応についてです。派遣会社と区の関係において、派遣時の研修

の強化やリスクマネジメントについて再検討を行い、その運用の徹底を図つてまいります。また、本事案では、虐待行為発生後にそれぞれがメールでの報告だけで済ませてしまっていたことで速やかに適切な対応が取れなかつたことを重く受け止め、現在、新BOPで運用している緊急対応フローの見直しを行い、共同所管である児童福祉法改正に伴う本年十月の関係条例改正に合わせ、虐待と判断される行為を整理し、各児童館及び新BOPに周知徹底するとともに、虐待通報や調査、指導方法に関する検討を行つてまいります。

御報告は以上となります、このたびは大変申し訳ございました。今後は最大限の再発防止に努めてまいります。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(15) その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

次回の教育委員会は九月二十二日月曜日午前十時から、教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和十六回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時二十分閉会